

## 外航船舶への外貨船用品（燃料）の積込手続の効率化等に関するQ & A

### 1. 運用の見直しの概要

問1 今回の運用の見直しにより、どのようなことができるようになるのでしょうか。

(答) 今回の運用の見直しにより「外航船舶への外貨船用品（燃料）の積込手続の効率化」及び「外貨船用品（燃料）の保税運送手続の簡素化」を図りました。

具体的には、これまで、燃料供給船が特定の外航船舶に対して、同一開港内で、1ヶ月間に限り包括的に燃料を積み込むことができましたが、今回の運用の見直しにより、燃料供給船が特定の複数の外航船舶に対して、複数の開港で最長6ヶ月間、包括的に燃料を積み込むことができることとなり、いわゆるミルクラン方式（巡回供給）による積み込みも可能になります。

また、包括・個別を問わず、燃料を積み込もうとする外航船舶の停泊・係留場所を管轄する税関官署における運送到着確認手続きにおいて、取締り上支障がない場合は書面提示を省略できるよう運用を見直すことにより、簡素化を図ることとしました。

### 2. 包括承認の申告方法及び対象となる船用品

問2-1 包括承認は、どの税関官署に申告すればよいのでしょうか。

(答) 積み込もうとする船用品（燃料）が蔵置されている保税蔵置場を管轄する税関の監視取締部門等の窓口で申告してください。

問2-2 申告者を積込発注者（商社、船会社又は石油元売会社等）とする理由は何でしょうか。

(答) 包括承認については、積込実態の確認を行うこととなるため、燃料の購入、積み込みの発注から決済までの一連の関係書類を保管することが可能な者（商社、船会社又は石油元売会社等）を申告者とすることとしました。

なお、石油元売会社等には、電力会社やガス会社といったLNGなどの船舶燃料を供給する会社も含まれます。

問2-3 通関業者が包括承認申告を行う場合、申告書の申告者住所氏名欄及び代理人住所氏名欄への記載はどのようになるのでしょうか。

また、通関業者が個別承認申告を行う場合は、代理人住所氏名欄への記載のみでよいのでしょうか。

(答) 通関業者が包括承認申告を行う場合は、申告書の申告者住所氏名欄に積込発注者

名を記載するとともに、代理人住所氏名欄に通関業者名等を併記していただく必要があります。

また、通関業者が個別承認申告を行う場合は、当分の間（申告手続きの体制が整うまでの間）、代理人住所氏名欄への通関業者名等の記載のみでよく、申告者住所氏名欄への記載は不要です。

問 2-4 1つの包括積込承認申告で2つ以上の保税蔵置場から、外貨船用品（燃料）を燃料供給船に積み込むことはできるのでしょうか。

(答) 今回の見直しにおいては、1つの保税蔵置場からの積込みについてのみ認めることとしているため、複数の保税蔵置場から、燃料供給船に積み込むことはできません。なお、別の包括積込承認申告を行っていただくことで、他の保税蔵置場から積み込むことは可能です。

問 2-5 複数の積込発注者が同一の燃料供給船を使用することは可能でしょうか。

(答) 積込承認申告は、申告者毎に行うこととなります。したがって、複数の積込発注者が、同一の燃料供給船を使用する場合であっても、承認申告毎に数量が管理されていけばよいとため、同一の燃料供給船を使用することは可能です。

問 2-6 包括承認申告の場合、予想される全ての船舶及び積込みが予想される全ての積込場所を記載することになっていますが、どの程度記載すればよいのでしょうか。また、急遽、包括承認を受けている船舶以外への積込み及び当該積込場所以外での積込みが必要となったときの税関への申告手続きは、どのようになるのでしょうか。

(答) 包括承認を受けた場合は、特定の複数の船舶へ積み込むことができますので、積込承認期間内に燃料を供給する可能性がある全ての船舶及び全ての積込場所を記載してください。

また、急遽、当初承認を受けていない船舶に対して、又は当初承認を受けていない積込場所において、燃料を積み込むこととなった場合は、包括承認を受けた税関に対して、任意様式（例えば、NACCSの汎用申請手続一覧「K17 外国貨物船用品積込承認申告（包括）」に掲載している「外国貨物船用品積込（包括）承認申告書【追加申出書】）を2通提出し、追加の申出を行う必要があります。

問 2-7 包括承認を受けた後に、船舶を追加することができるのであれば、当初申告時に積込予定船舶を記載する必要はないのではないのでしょうか。

(答) 税関による監視取締りの観点から、包括承認においては積み込もうとする船舶を特定させておく必要があることから、積込承認期間内に燃料を供給する可能性がある全ての船舶を記載していただく必要があります。

問 2-8 当面は具体的な積込予定はありませんが、顧客からの急な発注に対応するために包括承認を受けておくことはできますか。

(答) 包括承認は、具体的な積込予定がある場合に利用していただくことを想定しているため、具体的な積込予定がない場合は、包括承認を受けておくことはできません。

問 2-9 外航船舶の運航スケジュールの都合上、寄港地が変更となったため、当初申告した積込場所（開港）以外の場所で積込みたいのですが、可能でしょうか。

(答) 包括承認を受けた税関に対して、任意様式（例えば、NACCS の汎用申請手続一覧「K17 外国貨物船用品積込承認申告（包括）」に掲載している「外国貨物船用品積込（包括）承認申告書【追加申出書】」）を2通提出し、追加の申出を行う必要があります。

問 2-10 通関業者は、委任関係がないと代理行為ができません。現状、石油会社が申告者となっており、委任契約を締結していますが、申告者が積込発注者（商社、船会社及び石油元売会社等）となった場合、委任契約を締結する必要があるのでしょうか。

(答) 委任関係については、税関手続きではないため、お答えすることはできません。民間において必要な手続等は、積込発注者と通関業者の間で協議して下さい。

問 2-11 LNG は、外貨船用品の包括承認の対象となるのでしょうか。

(答) 関税法施行令第 21 条の 3 第 2 項において、船用品の積込みにおいて、一括承認することができるのは、「燃料」と規定されていることから、船舶の燃料として供給される LNG は、包括承認の対象となります。

### 3. 積込方法及び残った燃料の取扱い

問 3-1 1つの燃料供給船により、外航船舶と内航船舶の両方に燃料を供給したいと考えていますが、1つの燃料供給船に外貨船用品（燃料）と内貨船用品（燃料）を同時に運送することは可能でしょうか。

(答) 一定の条件の下で可能です（関税法基本通達 63-26）。

保税地域である燃料タンク等において同時蔵置が認められる貨物については、輸送の都合上やむを得ない理由があり、かつ、税関が運送数量を明確に把握でき、また税関の取締上支障がないと認められる場合は、同一運送具により、同時蔵置の形態のまま運送することができます。

ただし、保税地域から燃料を燃料供給船に移す際には、外貨船用品（燃料）及び内貨船用品（燃料）のそれぞれの数量を適正に管理する必要があります。

問 3-2 LNG は自然に揮発（ボイル オフ ガス（以下「BOG」という。））するため当該数量の減少を見越して、燃料供給船に外貨船用品（燃料）と内貨船用品（燃料）を同時に入れて運送することは可能でしょうか。

（答）一定の条件の下で外貨船用品（燃料）と内貨船用品（燃料）を同時に運送することが可能です（関税法基本通達 63-26）。

外国貨物と内国貨物を同時蔵置した状態のままの運送が認められた貨物が運送中に亡失したときは、内国貨物が亡失したものとして取扱うこととなります。

ただし、その亡失数量が内国貨物の数量を超える部分については外国貨物の亡失となりますので税関に届け出てください。また、その際は、徴税されることとなります。

問 3-3 LNG は BOG があるため、納品書や積荷明細書の数量と、外航船舶に燃料を積み込んだ際に作成される BUNKER DELIVERY NOTE（以下「BDN」という。）の数量に差異が出る可能性があります。その場合は、どのような対応をとればよいのでしょうか。

（答）積み込まれた船用品の数量と積込承認書の数量との間に相違を生じた場合においても、その生じた差異が計量誤差と認められる範囲内であるときは、全量積み込みがあったものとして取り扱うこととなっています（関税法基本通達 23-7(3)）。このため、差異と認められる範囲内であれば、BDN の数量を積込確定数量として取扱って差し支えありません。ただし、差異と認められない場合は、その差分について徴税されることとなります。

問 3-4 燃料の積み残しがある場合、積み残している状態から追い積みすることはできるのでしょうか。

（答）包括承認期間内であれば、追い積みすることは可能です。

問 3-5 燃料の積み残しがある場合、残った燃料は、保税蔵置場に戻す必要があるのでしょうか。

（答）包括承認期間内であれば、追い積みすることは可能であるため、保税蔵置場に戻す必要はありません。

問 3-6 包括承認期間が終了した際、燃料供給船に燃料の積み残しがある場合は、どのような取扱いとなるのでしょうか。

（答）今後、外航船舶に積込予定がないのであれば、保税蔵置場へ積戻すこととなります。なお、今後、積込予定がある場合は、そのまま次回の燃料供給の時に積み残した燃料を使用して構いません。

また、当該積み残しが、包括承認期間終了間近で、次回の燃料供給が積込承認期間終了後となる場合、新たに積込承認申告（包括含む）を行うことで、積み残し分は新たな承認分として燃料供給船に積み込まれたものとして取り扱うことができます。

なお、外貨船用品積込明細総括表と共に提出する書類（積卸荷役協定書やBDN等）については、積み残し分の数量を分割して発行することは不要です。

#### 4. 承認条件及び承認の取消等

問 4-1 包括承認を受ける際、燃料供給船は何か登録が必要でしょうか。また、燃料供給船に求められる事項はありますか。

(答) 関税法上、登録事項等はありません。

包括承認では複数の開港で燃料供給が継続的に行われ、また、積込実態の確認を行うことから、監視取締り上、適正な貨物管理の監督・指導の観点において、自動船舶識別装置（AIS）を常時作動させておくこと及び流量計又は液面計により燃料の数量管理を行っていただく必要があります。

なお、包括承認申告書に「自動船舶識別装置（AIS）及び流量計又は液面計の有無」を記載する欄を設けており、税関は包括承認の審査の際に、当該記載欄を確認することにより自動船舶識別装置（AIS）及び流量計又は液面計の設置状況等を確認することとなります。

問 4-2 なぜ、燃料供給船の自動船舶識別装置（AIS）を常時作動させておく必要があるのですか。

(答) 包括承認では複数の開港で燃料供給が継続的に行われ、燃料供給船がどこを航行しているのかの把握及び積込承認期間終了後に積込実態を確認する際に、積込確認書類と燃料供給船が航行した航跡が一致するかどうか等の確認を行う必要があることから、自動船舶識別装置（AIS）を作動させておく必要があります。

問 4-3 なぜ、「外貨船用品積込明細総括表」を提出する際、積込実数量と共に流量計や液面計で測定した積込数量を併記する必要があるのですか。

(答) 包括承認では特定の複数の船舶に対する燃料の巡回供給が可能となり、また、積込承認期間内においては、燃料の追い積みが可能になることから、当該燃料供給船自体が、燃料の数量管理を行う必要があります。なお、税関において、BDNの数量と当該流量計又は液面計で測定した数量を比較し、当該積込が適正に行われていることを確認します。

問 4-4 自動船舶識別装置（AIS）及び流量計又は液面計については、機能・性能が指定されるのでしょうか。

(答) 機能・性能は指定しません。

自動船舶識別装置（AIS）は、運航状況や運航記録等が判明できるものであれば構いません。また、流量計又は液面計は、単純に払い出し数量が判明できれば構いません。

問 4-5 小さな燃料供給船であり「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」による自動船舶識別装置（AIS）の設置義務がないため、AIS を搭載していませんが、この燃料供給船を使用する場合、包括承認を受けることはできないのでしょうか。

(答) 包括承認では複数の開港で燃料供給が継続的に行われ、燃料供給船がどこを航行しているのかの把握及び事後的に積込確認書類と燃料供給船が航行した航跡が一致するかどうか等の確認を行うため、AIS を搭載し作動させておく必要があることから、AIS を搭載していない燃料供給船を使用する場合は、包括承認を受けることはできません。

問 4-6 包括承認を受けた者以外の当該積込みに関連する者が、手続き等の違反を行った場合はどうなるのでしょうか。

(答) 実際に燃料を積み込む者や代理人が手続違反等を行った場合であっても、最終的には承認申告者の責任になるため、包括承認を取り消すことがあります。

問 4-7 包括承認申告者は積込発注者（商社、船会社又は石油元売会社等）に限定されることから、申告者と貨物管理、事業者、燃料供給船は同一の者とならないと考えますが、保税運送中に貨物が亡失した場合の責任は承認申告者にあるのでしょうか。

(答) 保税運送は、積込承認に併せて行うため、亡失時の責任は承認申告者が負うこととなります。

問 4-8 承認を受けた複数の者が、同一の燃料供給船を使用し、運送している途中で船用品（燃料）が亡失した場合の責任はどうなりますか。

(答) 個別の状況により判断することになるため、一概に申し上げることはできません。

問 4-9 積込実態を確認するということですが、書類の保存義務は生じるのでしょうか。また、書類はどのくらい保存しておく必要があるのでしょうか。

(答) 積込承認期間終了後の積込実態の確認に際して、税関から当該積込みに関連する書類の提示の求めがあった場合に提示していただく必要があります。

なお、税関が確認した書類等について、税関より確認済の書類等は保存する必要がない旨、通知された場合は、それ以降は書類等を保存していただく必要はありません。

問 4-10 積込実態を確認するため税関から書類の提示を求められた際、書類の提示ができなかった場合はどうなるのでしょうか。

(答) 包括承認に係る必要な手続きを怠ったとして、包括承認を取り消すことがあります。また、積込実態が確認できない場合、無許可輸出入の虞があるとして、調査することになります。更に、当該積込実態が確認できなかった数量については徴税することになります。

## 5. 積み込み後に税関に提出する書類等（不用船用品等の輸入申告書の取扱いを含む）

問 5-1 外貨船用品積み込み明細総括表と共に提出する「積み込まれた数量を確認することができるこれらに準ずる書類」とは何を想定しているのでしょうか。

(答) CONFIRMATION や計量伝票など、積み込実態を裏付ける書類になります。

ただし、積荷役協定書やBDNにより当該積み込み手続きが証明できる場合は特段の提出は必要ありません。

問 5-2 外貨船用品積み込み明細総括表の提出時期が翌月 5 日までとなっていますが、年始等の月初が連休の場合はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

(答) 行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除いた 5 日までとなります。

問 5-3 積み込み後における積み込実態の確認はどのように行われるのでしょうか。外貨船用品積み込み明細総括表の提出のみで足りるのではないのでしょうか。

(答) 税関による積み込実態の確認は、①税関に提出された書類と②それ以外の積み込関係書類(保税地域からの納品書及びその他積み込みに関し参考となる書類(売買契約書、燃料供給船の傭船契約書及び会計帳簿等))との突合等により実施します。

各税関監視取締部門等の職員が承認を受けた者の事務所等を訪問する場合や、承認を受けた者に②の書類を持参して税関に来庁していただき、積み込実態を確認します。

また、必要に応じて保税検査部門等と連携し、当該積み込みに係る保税地域から燃料供給船への搬出数量を確認する場合があります。

なお、外貨船用品積み込み明細総括表は、積み込みを証する書類ですが、当該書類だけでは実際の燃料の購入状況や数量等を確認することができないため、別途、積み込実態の確認を行う必要があります。

問 5-4 燃料供給船から外航船舶に積み込む際に採取され船卸しされる試料（サンプル燃料）を国内に引き取る場合の手続きは、積み込承認税関に対して行うことができるのでしょうか。

(答) 包括承認及び個別承認のいずれについても、積み込承認税関に対して「不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告書」を 2 通提出し、輸入申告手続きを行うことができます。ただし、これまでどおり、その都度、輸入申告手続きを行っていただく必要があります。

## 6. 運送兼用で積み込承認された場合の到着確認手続

問 6-1 包括承認に係る個別の運送期間はどのようになるのでしょうか。

(答) 当該積み込承認期間の範囲内で個々の積み込みに必要とされる相当期間となります。

問6-2 到着地税関への通報は電話で行うことでよいのでしょうか。

(答) 電話による通報で構いません。到着地税関に直ちに連絡が取ることができれば手段は問いません。

問 6-3 到着通報の連絡時が税関官署の閉庁日、閉庁時間帯であった場合はどのように通報すればよいのでしょうか。

(答) 具体的な運用については各税関官署と調整してください。

問 6-4 包括承認において特定の複数船舶へ燃料を供給する場合、本船舶側に到着した段階で、その都度、到着地税関への通報が必要でしょうか。

(答) 到着の都度、連絡して頂く必要があります。

問6-5 到着地税関への通報は、船上から税関官署へ直接行う必要がありますか。

(答) 到着後、直ちに連絡して頂く必要がありますが、陸上の営業所等を経由しても構いません。

また、通報は、確実に到着が確認できるのであれば、承認を受けた者の他、燃料供給船の船長や燃料供給船が所属する会社でも構いません。

問 6-6 包括承認に伴う保税運送に係る本船への到着確認及び船積確認は、どのように行うのでしょうか。

(答) 運送目録に本船側の受領サインを受けていただくことで確認することになります。

なお、当該運送目録については、原則「外国貨物運送申告書(目録兼用)」(C-4000)を使用していただくことになっており、その場合、申告税関、発送場所、発送年月日、運送具(燃料供給船名)、積載船名、品名及び数量以外の項目については記載を省略して差し支えありません(関税法基本通達23-4(5))。

ただし、当該申告書(C-4000)と同様の内容が網羅されていれば、任意の書類を使用しても構いません。

問6-7 包括承認の場合、通報日時の記載はどのように行えばよいのでしょうか。

(答) 包括承認における個々の積込(運送)については、運送目録を作成する必要があるため、当該運送目録に通報日時を記載して下さい。

なお、当該運送目録は、2部作成していただき、1部を発送地の蔵置場に提出していただき、もう1部は本船側の受領サインを受けていただくこととなります(関税法基本通達23-4(5))。

また、当該目録は、1ヶ月分取りまとめたうえで外貨船用品積込明細総括表と共に、翌月5日までに税関に提出することとなります(関税法基本通達23-4(3)ハ)。

以上